

足利高・足利女子高新校の新校舎整備に係る足利市民会館  
の貸館業務について

総合政策部 企画政策課  
電話 20-2104  
教育委員会事務局 文化課  
電話 20-2229

1 趣 旨

栃木県教育委員会が策定した「第二期県立高等学校再編計画」に基づき、栃木県立足利高等学校と栃木県立足利女子高等学校の統合により設置される新校に関し、栃木県教育委員会と協議を重ねてまいりました。

その結果、新校舎整備用地として、栃木県に引き渡しを予定している足利市民会館の貸館業務について報告するものです。

2 これまでの経緯

(1) 栃木県との基本合意について

① 締結日 令和2(2020)年1月20日

② 内 容

- ・市民会館（別館を除く）の土地（約1.4ヘクタール）を現状有姿のまま県に提供する。
- ・土地の提供は、県有地との等価交換を前提とする。
- ・土地の提供に関する契約は、令和2(2020)年度中を目途に締結する。
- ・市は、新校舎整備用地の一体的な利用が図れるよう、市民会館の土地と足利女子高校の土地の間の道路を廃止する。

(2) 栃木県との調整及び協議等

- ・市道の廃止及び風致地区等、法令上の諸手続きや電柱の移設等について、現況の土地利用の状況を変更するための協議や現場確認等を行った。

### 3 足利市民会館の予定

令和3（2021）年5月末日をもって、一般貸出しを終了する。

6月中 足利市及び施設管理者が主催する事業  
のみの活用とする。

7月中 栃木県に土地及び建物の引渡しを行う。

### 4 足利市民会館別館棟の取扱いについて

- ・別館棟は、昭和49（1974）年に供用開始され、老朽化が進んでおり、また、受変電設備や火災報知器、管理事務所の機能は、本館棟と一体であり、本館棟を解体することによりこうした機能が失われる。そのため、本館及び大ホール等の県への引渡しに合わせて廃止する。
- ・なお、県が実施する市民会館の解体に合わせ、並行して解体工事が行えるよう調整を進める。

### 5 代替え施設の利用について

- ・市民会館の閉館に伴い、他の公共施設の利用や市内の団体等が所有する施設等の活用により、できる限り各種団体が利用できるよう調整を進める。

### 6 今後のスケジュール

令和2（2020）年5月 記者会見

関係団体等へ情報提供

市ホームページ及び SNS 等で情報提供